平成２４年（フ）第３４１号
大津市月輪５丁目20番２号、前住所滋賀県栗東市小柿３丁目８番４―503号
債務者　浅野　利美
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８８号
大津市稲津３丁目５番４号
債務者　原田美智男こと　朴　美智男
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５０号
京都府宇治市広野町一里山34番地の５　ＹＢエステート301号
債務者　内本　武彦
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９２０号
京都市中京区釜座通丸太町下る桝屋町163番地　レジデンスＭＴ203号
債務者　伊藤　吉直
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１７号
京都市左京区岩倉上蔵町267番地10
債務者　朝日工業こと住まいの癒し屋こと　朝日　良朔
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１８号
京都市左京区岩倉上蔵町267番地10
債務者　朝日ツギ子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４０号
京都府宇治市五ケ庄折坂49番地
債務者　谷口　由佳
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９２号
京都市右京区西院東貝川町１番地２
債務者　東川　真子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２４号
京都府宇治市広野町中島17番地の１　エスリード宇治広野604号
債務者　**蘇**山　雅実
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２５号
京都府宇治市広野町中島17番地の１　エスリード宇治広野604号
債務者　**蘇**山　典子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３２号
京都市山科区東野舞台町30番地　第一舞台荘１―６、前住所京都市山科区西野左義長町12番地　西岡荘１階２号
債務者　大黒　**荘**平
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４８号
京都市山科区御陵血洗町25番地10　ＰＡＬ御陵305
債務者　ＯＮＬＹＯＮＥ・サロンド・享こと　谷口　享子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
京都府京丹後市峰山町長岡1278番地の１
債務者　青島　英子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２６２号
徳島県小松島市横須町13番40号　206号
債務者　名越　聖二
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６６号
徳島県小松島市和田島町字遠見85番地の70
債務者　今倉　裕博
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９９号
徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓48番地13、旧住所富山県富山市赤田1037番地
債務者　大塚　政弘
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３００号
徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓48番地13、旧住所富山県富山市赤田1037番地
債務者　大塚　早紀
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　徳島地方裁判所民事部